

重複・頻回受診者 質問について

項目（ページ数等）	質問内容	回答
<p>公告第3号内容</p>	<p>「2 入札参加資格」（5）へ「引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること。」とありますが、この証明方法についてお示しください。</p>	<p>令和8、9年度大分県後期高齢者医療広域連合入札参加等資格申請時に提出いただいた「履歴事項全部証明書」及び「営業概要書」にて確認させていただきます。</p>
<p>仕様書「7. 対象者及び実施予定数」</p>	<p>令和8年度の本業務につきまして、対象となる市町村についてお示しください。</p>	<p>対象となるのは16市町です（竹田市及び姫島村を除く）。</p>
<p>仕様書「8. 業務内容」（2）対象者への通知及び訪問までの流れについて （3）対象者不在の場合の対応について</p>	<p>委託者より提供される対象者に関しまして、地域や市町村、僻地か否か等に関わらず、原則、全員へ通知のうえ対象者宅へ訪問指導、且つ不在時は最低3回（離島在住者は2回）訪問することが前提と捉えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お住いの地域等に関わらず、訪問等に関する取扱いは原則として仕様書のとおりといたします。訪問等が困難な特別な事情がある場合は、広域連合と協議をお願いいたします。</p>
<p>仕様書「8. 業務内容」（2）対象者への通知及び訪問までの流れについて</p>	<p>複数回訪問するも不在で終了となった対象者に対し、別途文書で通知する等の対応が必要となるかお示しください。また、これが必要となる場合、郵送料は入札額に含めておくのかもお示しください。</p>	<p>原則として訪問時に訪問終了の通知を投函し、表札がない等で投函できない場合は郵送での対応とし、郵送料は入札額に含めてください。</p>
<p>仕様書「10. 業務の相談員の確保等」（1）業務の相談員の確保等</p>	<p>本業務を受託・遂行するにあたりまして、確保する相談員について最低限必要とされる人数をお示しください。</p>	<p>過去の実績より、25名程度は必要になるのではないかと考えますが、受託者において、期間内に業務が完了するために必要な体制、人員を整えていただくようお願いいたします。</p>
<p>別添2「2 訪問指導票の集計結果及び分析」</p>	<p>本業務で訪問指導に至れた全対象者について、指導票の内容をデータ化、集計のうえで報告するという事でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>